

行政監査

- (1) 監査のテーマ 合同庁舎の管理について
- (2) 監査対象機関、監査実施期間及び監査の結果は、平成23年3月30日発行（山梨県公報号外第二十六号）山梨県監査委員告示第六号のとおり
- (3) 監査の結果に基づく措置状況

意見	講じた措置
<p>○ 庁舎等清掃業務委託契約の予定価格の積算を適切に行うべきもの</p> <p>労務数量の計算誤りや積算項目の計上漏れなどの積算誤りが確認された。</p> <p>「庁舎等清掃業務委託積算基準」を適切に適用し適正な予定価格の算定を行うとともに、財務事務執行におけるチェック機能の強化に努められたい。</p>	<p>○[中北地域県民センター] 北巨摩合同庁舎 平成24年度からの新たな長期継続契約による庁舎清掃委託の積算においては、内容を精査し、適切に行った。 今後とも、合同庁舎間で情報交換を行い、経費の適切かつ効率的な執行に努めていく。</p> <p>○[峡東地域県民センター] 東山梨合同庁舎 平成24年度から、入札に係る経費の積算にあたっては、積算基準に準拠し適正な執行を図っていく。また、合同庁舎間で情報交換を緊密に行い、経費の適切かつ効率的な執行に努めていく。</p> <p>○[峡南地域県民センター] 西八代合同庁舎及び南巨摩合同庁舎 平成24年度からの契約に際して、予定価格の積算内容について十分に精査し適切な算定を行うとともに、内部チェック機能の強化を図る。また、合同庁舎間で情報交換を緊密に行い、経費の適切かつ効率的な執行に努めていく。</p> <p>○[富士・東部地域県民センター] 富士吉田合同庁舎 平成24年度から平成26年度までの入札を行うにあたり、業務数量の計上誤りを修正し、積算を行った。</p> <p>○[総合県税事務所] 東八代合同庁舎 平成22年度から平成24年度までの長期継続契約を締結しており、平成25年度以降の当該契約について、委託費積算基準を適用して予定価格を積算する方針である。</p> <p>○[中央児童相談所] 福祉プラザ 平成22年度から平成24年度までの長期継続契約を締結しており、平成25年度以降の当該契約について、委託費積算基準を適用して予定価格を積算する方針である。</p>

<p>○ 庁舎等清掃業務委託費の平準化を図るべきもの</p> <p>身延合同庁舎における建物1㎡あたりの委託費は、他庁舎の最低額と比較して4.7倍の乖離が生じている。</p> <p>各庁舎の契約状況を勘案し委託契約の内容を決定するなど委託費の平準化が図られるよう努められたい。</p> <p>○ 廃棄物処理業務委託契約において契約形態を統一すべきもの</p> <p>各合同庁舎における勤務する職員等一人あたり処理費は、695円から6,520円と大きな乖離が認められた。</p> <p>廃棄物の排出量に基づく複数単価契約となるよう契約形態の統一を図るとともに、排出量を正確に把握することで廃棄物の減量化にも努められたい。</p>	<p>○[中部横断自動車道推進事務所] 身延合同庁舎</p> <p>平成23年度の庁舎清掃業務委託契約において、仕様書の内容の見直しを行い、作業員の常駐時間を半日だったものを3時間に短縮することで委託費の縮減を図った。(平成21年度契約額1,197,000円 → 平成23年度契約額862,208円)</p> <p>○[中北地域県民センター] 北巨摩合同庁舎</p> <p>平成24年度の廃棄物処理業務委託契約において複数単価契約を行う。</p> <p>○[峡南地域県民センター] 西八代合同庁舎</p> <p>過去3年間の排出実績に基づく予定数量により総価契約としてきたが、平成23年度契約において廃棄物種類ごとの処理実績量に基づく複数単価契約とした。</p> <p>○[峡南地域県民センター] 南巨摩合同庁舎</p> <p>溶解文書処理業務委託契約については、平成21年度まで全総量に基づく請書の取り交わし(総価契約)を行っていたが、平成22年度から単価契約を行っている。</p> <p>○[富士・東部地域県民センター] 南都留合同庁舎</p> <p>一般廃棄物収集運搬処理業務委託について、例年、過去の廃棄処理数量実績を基に予定価格の算定を行い、結果的に収集、運搬、処理の費用を含めた総価契約を採用していた。平成24年度から、収集運搬費(年額又は月単価)と処理費(従量制)に区分して委託する予定。</p> <p>○[富士・東部地域県民センター] 富士吉田合同庁舎</p> <p>平成24年度から廃棄物の排出量に応じた単価契約(従量制)とする予定。</p>
---	--

<p>○ 競争による契約方法を講ずるよう検討すべきもの</p> <p>エレベーターの保守点検業務委託契約は5件全てが単独随意契約となっていた。</p> <p>県庁本館ですでに実績があることから、安全面も考慮しながら、できるかぎり、競争による契約方法を講ずるよう検討されたい。</p> <p>○光熱水費等の縮減に取り組んでいるか</p> <p>電気使用量は、前年度に比較して福祉プラザなど5合同庁舎においてわずかに増加している。</p> <p>各合同庁舎においては、最大需要電力量の発生時期を的確に判断し、その時期に重点的な節電の取組みを実施することで、電気料金の縮減を図られたい。</p> <p>福祉プラザにおける一人あたりの上下水道使用料金は、生徒、職員数が約1,000人規模の学校と比較して約5倍の乖離がある。</p> <p>早急に漏水の可能性も含め、一人あたりの上下水道使用料金が低い原因について分析を行うとともに、井戸水利用の検討を行うなど一人あたり上下水道使用料金の縮減の取組みを進められたい。</p>	<p>○[中北地域県民センター] 北巨摩合同庁舎 平成22年度から平成25年度までの長期継続契約となっていることから、平成26年度からの新たな長期継続契約において、複数の業者による競争入札を導入する。</p> <p>○[峡東地域県民センター] 東山梨合同庁舎 平成23年度から平成25年度までの長期継続契約となっていることから、平成26年度からの新たな長期継続契約において、複数の業者による競争入札を導入する。</p> <p>○[富士・東部地域県民センター] 富士吉田合同庁舎 単独随意契約を行っていたエレベーター保守点検業務について、平成24年度から複数業者による見積り合せを行うこととした。</p> <p>○[総合県税事務所] 東八代合同庁舎 平成21年7月から平成24年6月までの長期継続契約を締結しており、平成24年7月以降の当該契約について、競争による契約方法を講ずる方向で検討している。</p> <p>○[中央児童相談所] 福祉プラザ 契約電力を168kWから134kWに減らすとともに、平成22年度までは冷暖房の際に、吸収式冷温水機を2台稼働していたが、平成23年度は稼働数を1台停止したところ、電気、都市ガス及び水道の使用量が減少した。また、女子トイレについては、便器に擬音装置を設置する予算要望を行っており、予算措置されれば、節水効果が期待できる。</p> <p>上下水道使用料金については、監査後に漏水点検を職員で行ったが漏水箇所は見あたらなかった。また、一時保護所の上下水道使用量が福祉プラザ全体の4割を占めているが、保護児童の生活を確保するための一般家庭生活を行っている部署であり、業務としての節水を強行することは困難である。</p> <p>引き続き福祉プラザ全館において節電、節水の貼紙等を行い、職員や来客者へ周知を行う。</p>
---	---